



第80回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時

受付開始：午前9時

開催場所

名古屋市中区錦三丁目13番5号

当社本店会議室（中央マンションビル2階）

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

徳倉建設株式会社

証券コード：1892

証券コード 1892
2025年6月10日

株 主 各 位

名古屋市中区錦三丁目13番5号
徳倉建設株式会社
代表取締役社長 徳倉克己

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tokura.co.jp/finance/>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/1892/teiji/>

【名古屋証券取引所ウェブサイト（上場会社検索）】

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>

（上記の名証ウェブサイトにアクセスいただき、「コード」に当社証券コード「1892」又は「銘柄名」に「徳倉建設」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択して、「適時開示情報」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場所 名古屋市中央区錦三丁目13番5号
当社本店会議室（中央マンションビル2階）
3. 目的事項
報告事項
1. 第80期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第80期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ ご来場にあたりサポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡くださいますようお願い申し上げます。
徳倉建設株式会社 電話：052-961-3271 （土日祝日を除く午前9時～午後5時30分）



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（切取線）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

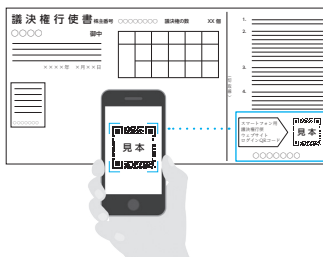
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

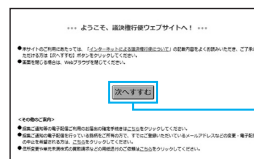
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

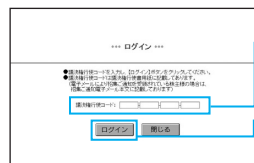
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

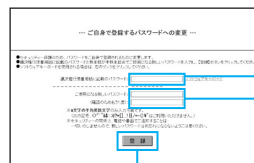
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益は「株主の皆様への還元」、「安定的な配当の維持」および「長期的な視野に立った企業体質の強化」にバランス良く配分することが重要であると考えております。したがって、企業価値を高め、将来的な発展を視野に入れた利益配分を基本としております。

第80期の期末配当につきましては、業績や経営環境を総合的に勘案し、前期末配当より30円増配することとし、1株につき180円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金180円 総額378,676,260円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 早川敏之氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
すえ ひら たつ よし 末 平 達 美 (1960年3月13日生) 新任 社外 独立	1982年4月 (株)東海銀行入行 2001年1月 (株)東海銀行岩倉支店長 2002年3月 (株)UFJ銀行浄心支店長 2007年4月 (株)三菱東京UFJ銀行一宮支社長 2009年5月 (株)三菱東京UFJ銀行柳橋支社長 2011年6月 東栄(株)取締役 2014年4月 東栄(株)専務取締役 2020年4月 東栄(株)取締役副社長 2024年6月 東栄(株)退職 現在に至る	一株
社外監査役候補者とした理由 末平達美氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社の監査体制に活かしていただくために、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 末平達美氏は、新任候補者であります。
2. 末平達美氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 末平達美氏は、社外監査役候補者であります。
4. 末平達美氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、480万円以上であらかじめ定める額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。末平達美氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 末平達美氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

(ご参考)

スキル・マトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合

氏 名		取締役および監査役に期待する知識・経験・能力						
		企業経営 経営戦略	財務 会計	リスク管理 コンプライアンス	営業 マーケティング	建設技術 品質	人事 労務	グローバル
取締役	徳 倉 正 晴	●	●	●	●		●	●
	徳 倉 克 己	●	●	●	●		●	●
	岡 田 夏 樹			●	●	●	●	●
	郡 司 哲 夫		●	●	●		●	
	米 澤 友 宏			●	●	●	●	
	三 ツ 井 達 也			●	●	●		
	横 地 博 之			●	●	●	●	
	南 木 通			●			●	●
	藤 本 博 史	●		●		●		
	鷲 野 裕 子			●			●	
監査役	立 花 眞 昭	●	●	●			●	
	八 代 英 明		●	●				
	河 邊 伸 二			●		●		
	末 平 達 美	●	●	●				

※上記は取締役・監査役が保有するスキルのうち、特に期待するスキルを表しており、候補者が持つすべてのスキルを表すものではありません。

事業報告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や民間企業設備投資の増加、インバウンド需要の増加などを背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で原材料価格の高騰に伴う物価上昇や米国の政策動向、不安定な国際情勢、為替や株価の急激な変動など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

建設業界におきましては、公共投資、民間投資とも、受注環境は比較的堅調な状況が続いておりますが、建設資材価格の高騰、担い手不足、残業規制など、業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くと思われます。

こうした状況の中、当社グループは、ICTや建設DX部門の強化を図り、生産性の向上に努めるとともに、人材への投資を積極的に継続し、技術・品質・価格の総合的な競争力の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、受注高が75,482百万円（前期比1.7%増）となり、売上高が71,516百万円（前期比12.3%増）となりました。利益につきましては、営業利益が1,553百万円（前期比3.9%減）、経常利益が1,646百万円（前期比4.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益が1,352百万円（前期比16.3%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、セグメント利益は連結損益計算書の売上総利益を基礎としております。
(建築事業)

建築工事はPFI建築工事・集合住宅・医療福祉施設・工場等の生産施設等に注力し、売上高は49,520百万円、セグメント利益は4,329百万円となりました。

(土木事業)

土木工事は道路・橋梁耐震工事および護岸整備工事等に注力し、売上高は20,585百万円、セグメント利益は1,084百万円となりました。

(不動産事業)

不動産事業における売上高は596百万円、セグメント利益は264百万円となりました。

(その他の事業)

資材の販売・賃貸等、その他の事業における売上高は813百万円、セグメント利益は292百万円となりました。

当連結会計年度の事業別セグメントの受注高、売上高、繰越高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建 築 事 業	42,183	56,662	49,520
	土 木 事 業	37,135	18,773	20,585
	小 計	79,318	75,436	70,105
不 動 産 事 業		—	—	596
そ の 他 の 事 業		1,142	45	813
合 計		80,460	75,482	71,516
				85,750

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は105百万円であり、その主な内訳は社宅用建物の改修および車両の取得に係るものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、米国の政策動向による不安定な国際情勢・金融資本市場、国内における物価上昇・人材確保難など、先行き不透明な状況が見込まれます。

建設業界におきましては、公共事業および民間設備投資は底堅く推移することが見込まれるものの、建設資材価格や労務費の高騰、担い手不足など、引き続き厳しい環境が続く見通しです。

このような状況のもと、当社グループは、あらゆるステークホルダーの信頼と満足に込める「ファーストコールカンパニー」を目指し、引き続いて人材の確保・育成に積極的に投資を行ってまいります。また「働き方改革」と「生産性向上」の両立を図り、安全と工事品質の確保に努めます。さらに内部経営資源の充実、活用を図り、グループ内の連携を強化し、強い収益基盤の確立と高い生産性の実現を目指してまいります。

現時点での次期の通期連結業績予想につきましては、売上高75,000百万円、営業利益2,400百万円、経常利益2,400百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,600百万円を予定しております。

株主の皆様におかれましては、何卒ご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 77 期 2022年3月期	第 78 期 2023年3月期	第 79 期 2024年3月期	第80期(当期) 2025年3月期
受 注 高 (百万円)	54,116	70,575	74,256	75,482
売 上 高 (百万円)	66,965	58,523	63,691	71,516
経 常 利 益 (百万円)	2,607	649	1,717	1,646
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,679	590	1,163	1,352
1 株 当 純 た り 益 当 期 純 利 益	806円45銭	282円68銭	555円34銭	652円96銭
総 資 産 (百万円)	44,502	44,917	49,827	53,003
純 資 産 (百万円)	17,059	17,642	19,110	19,860

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
坂 田 建 設 株 式 会 社	200百万円	100.0%	土木・建築請負業
九 州 建 設 株 式 会 社	100	100.0	土木・建築請負業
セ ン ト ラ ル 工 材 株 式 会 社	57	100.0	土木・建築請負業および機械賃貸業
中 央 地 所 株 式 会 社	100	91.7	不動産事業
中 央 管 理 株 式 会 社	25	100.0	建物管理業、損害保険代理業および石油類販売業
TOKURA (THAILAND) CO.,LTD.	35	49.6	現地国における建築請負業

(注) 中央地所株式会社は間接所有を含めた議決権比率を記載しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社6社、非連結子会社7社、関連会社6社で構成され、建設事業を主体として、これに伴う工事の発注、施工、管理を行うほか、不動産の売買、賃貸および建設資材の販売、建設機械等の賃貸の事業を展開しております。

(8) 主要な拠点等

① 当社

名	称	所	在	地
本	店	名古屋市中区		
東	京 支 店	東京都港区		
大	阪 支 店	大阪市天王寺区		
九	州 支 店	福岡市博多区		
東	北 支 店	仙台市青葉区		
三	河 支 店	愛知県西尾市		

② 子会社

名	称	所	在	地
坂	田 建 設 株 式 会 社	東京都墨田区		
九	州 建 設 株 式 会 社	福岡市博多区		
セ	ン ト ラ ル 工 材 株 式 会 社	愛知県西尾市		
中	央 地 所 株 式 会 社	名古屋市中区		
中	央 管 理 株 式 会 社	名古屋市中区		
TOKURA (THAILAND) CO.,LTD.		タイ王国バンコク都		

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
780名	11名減

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	368名	8名増	48.7歳	19.0年
女性	49	4名増	33.8	6.6
合計または平均	417	12名増	47.0	17.6

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,150百万円
株式会社福岡銀行	476

(11) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

記載すべき重要な事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,224,400 株
 (2) 発行済株式の総数 2,103,757 株(自己株式103,528株を除く。)
 (3) 株主数 1,253 名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
徳 友 会 グ ル ー プ 持 株 会	200,500株	9.5%
光 通 信 株 式 会 社	155,100	7.3
三 徳 物 産 株 式 会 社	124,811	5.9
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	121,600	5.7
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	101,025	4.8
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	79,200	3.7
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	70,000	3.3
大 成 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	63,000	2.9
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	60,000	2.8
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	57,000	2.7

- (注) 1. 当社は、自己株式103,528株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 自己株式103,528株には、「従業員向け株式報酬制度」の信託財産として保有する当社株式27,930株を含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (内、社外取締役)	3,600株 (600)	10名 (3)
監査役 (内、社外監査役)	500 (300)	4 (3)

- (6) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重要な兼職の状況
徳 倉 正 晴	代表取締役会長	中央管理(株)代表取締役会長
徳 倉 克 己	代表取締役社長(社長執行役員 営業本部長)	
岡 田 夏 樹	取締役(専務執行役員 建築事業統括)	
郡 司 哲 夫	取締役(専務執行役員 経営管理本部長)	
米 澤 友 宏	取締役(常務執行役員 土木事業本部長)	
三 ツ 井 達 也	取締役(常務執行役員 東京支店長兼技術本部長代行)	
横 地 博 之	取締役(執行役員 建築事業本部長兼PFI担当)	
南 木 通	取締役	弁護士法人杉井法律事務所 弁護士
藤 本 博 史	取締役	中央コンサルタンツ(株)代表取締役社長 (株)藤屋ホールディングス代表取締役
鷲 野 裕 子	取締役	鷲野社会保険労務士事務所 所長
立 花 眞 昭	常勤監査役	
早 川 敏 之	非常勤監査役	
八 代 英 明	非常勤監査役	八代英明公認会計士事務所 所長 愛知県中小企業活性化協議会マネージャー
河 邊 伸 二	非常勤監査役	名古屋工業大学大学院工学専攻 建築・デザインプログラム教授

- (注) 1. 取締役 三ツ井達也、横地博之、鷲野裕子、監査役 河邊伸二の4氏は、2024年6月27日開催の第79回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役 伊藤主税、藤沢聖夫、木全 誠の3氏は、2024年6月27日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
3. 取締役 南木 通、藤本博史、鷲野裕子の3氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 早川敏之、八代英明、河邊伸二の3氏は、社外監査役であります。
5. 監査役 八代英明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役 南木 通、藤本博史、鷲野裕子の3氏ならびに監査役 早川敏之、八代英明、河邊伸二の3氏を、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
7. 2025年5月16日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	異動後の会社における地位および担当
三 ツ 井 達 也	取締役(東日本担当・技術担当)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、社外取締役については、法令の定める額を限度とし、社外監査役については、480万円以上であらかじめ定める額または法令の定める額のいずれか高い額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であります。その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年7月21日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の最大化に向けた当該取締役の意欲を高めるとともに、株主の中長期的利益との連動性を意識したものとする。個々の取締役（社外取締役を除く）の報酬は各々の職責に応じた基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬（短期業績連動報酬）、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成する。

社外取締役の報酬は業務執行から独立した立場から経営を監督および助言する立場を考慮し、固定報酬、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成する。

イ. 基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬の額等の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役（社外取締役を除く）の基本報酬（固定報酬）は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

社外取締役の基本報酬（固定報酬）は、社外取締役としての責務に相応しいものとし、常勤・非常勤の別や各々の果たす役割等を考慮して個別に決定する。

ウ. 短期業績連動報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く）に対する短期業績連動報酬は、単年度の連結・個別業績、担当部門業績および当該取締役の貢献度等に応じて、社員の賞与および期末手当支給時に支給するものとする。

取締役（社外取締役を除く）に対する短期業績連動報酬の水準は、当該取締役の月例の固定報酬額の150%を上限とし、下限は不支給とする。

取締役（社外取締役を除く）に対する業績評価は、単年度連結・個別業績目標に対する担当部門業績の貢献度、担当部門の売上収益や営業利益・経常利益・当期純利益等の当該年度予算比達成度や前事業年度比増減率等の指標に加え、内部統制システムの整備やコンプライアンスの観点、人材育成を含む中長期的な企業成長に向けた取り組み等を参考に決定する。

エ. 非金銭報酬等の内容および数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役は当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるために、非金銭報酬として譲渡制限付株式を割り当てる。なお、譲渡制限期間は割当当日から割当対象者が当社の取締役、監査役、執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間とする。

オ. 基本報酬、短期業績連動報酬、非金銭報酬の額の割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の報酬の種類別の割合については、当社の経営環境および同業他社や同規模の主要企業を調査分析した報酬水準を踏まえ、取締役会から委任を受けた代表取締役社長は報酬諮問委員会による審議の答申を尊重し、取締役の個人別の報酬の内容を決定する。なお、報酬の種類別の割合の目安は、基本報酬：短期業績連動報酬：非金銭報酬＝7：1.5：1.5とする。

カ. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与・期末手当の評価配分、各取締役の非金銭報酬としての譲渡制限付株式の割当株式数とする。

キ. 報酬諮問委員会

当社は社外取締役2名で構成する報酬諮問委員会を設置する。代表取締役社長は取締役の個人別報酬について報酬諮問委員会に諮問し、報酬諮問委員会は代表取締役社長に答申する。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	159 (23)	142 (20)	— (—)	16 (2)	13 (4)
監査役 (うち社外監査役)	26 (13)	24 (12)	— (—)	2 (1)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	185 (36)	166 (32)	— (—)	18 (4)	17 (7)

- (注) 1. 上表には、2024年6月27日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2004年6月29日開催の第59回定時株主総会において月額20百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第76回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として、年額50百万円以内（うち社外取締役分10百万円）、株式の総数18,000株（うち社外取締役3,600株）を各事業年度において割り当てる株数の上限とする決議をしております。
- 当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）です。

4. 監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第49回定時株主総会において月額5百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
また、取締役と同様に金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第76回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として、年額15百万円以内、株式の総数6,000株を各事業年度において割り当てる株数の上限とする決議をしております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役3名）です。
5. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与（賞与を含む）の総額は3名44百万円であります。
6. 取締役会は、代表取締役社長執行役員兼営業本部長徳倉克己に対し各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
7. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての条件は、「4. 会社役員に関する事項（4）取締役および監査役の報酬等①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

①取締役 南木 通

ア. 重要な兼職先と当社との関係

弁護士法人杉井法律事務所の弁護士であります。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

出席率は100%であります。

取締役会、その他社内の重要な会議に出席し、積極的に意見を述べており、社外取締役として、特に弁護士としての専門的見地から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

②取締役 藤本 博史

ア. 重要な兼職先と当社との関係

中央コンサルティング株式会社の代表取締役社長であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

株式会社藤屋ホールディングスの代表取締役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

出席率は100%であります。

取締役会、その他社内の重要な会議に出席し、積極的に意見を述べており、社外取締役として、特に会社経営者としての専門的見地から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

③取締役 鷺野 裕子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

鷺野社会保険労務士事務所の所長であります。なお、当社と同事務所との間には特

別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

出席率は100%であります。

取締役会、その他社内の重要な会議に出席し、積極的に意見を述べており、社外取締役として、特に社会保険労務士としての専門的見地から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

④監査役 早川 敏之

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として、特に会社経営者としての豊富な経験と知識から、毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(イ) 監査役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

⑤監査役 八代 英明

ア. 重要な兼職先と当社との関係

八代英明公認会計士事務所の所長であります。なお、当社と同所との間には特別な関係はありません。

愛知県中小企業活性化協議会のマネージャーであります。なお、当社と同協議会との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として、特に公認会計士としての豊富な経験と知識から、毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(イ) 監査役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

⑥監査役 河邊 伸二

ア. 重要な兼職先と当社との関係

名古屋工業大学の大学院工学専攻建築・デザインプログラム教授であります。当社は名古屋工業大学に寄付を行っておりますが、その寄付額は僅少であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として、特に大学院教授としての豊富な経験と知識から、毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(イ) 監査役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

栄監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の会計監査人としての報酬等の額

30百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

40百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計金額で記載しております。

2. 監査役会は、栄監査法人の報酬について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積根拠などが適切であると判断し、これに同意いたしました。

(3) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断したときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および使用人は法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の基本とする。
- ②教育、研修等の実施により、企業倫理意識、コンプライアンス等の浸透をはかる。
- ③市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断するとともに、それらの活動を助長するような行為は一切行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報については、法令ならびに社内規則により作成・保管するとともに、必要に応じ取締役、監査役等が閲覧できる状態で管理する。
- ②法令または証券取引所適時開示規則に基づき情報を開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①災害、品質、環境等のリスクについてはマニュアルに従い対処する。
- ②その他、重大な影響を及ぼすと判断される個々のリスクに関しては、取締役会等において対応等を審議し対処する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①原則月1回取締役会を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うほか、重要事項については随時、経営会議を開催し、報告、検討を行う。
- ②決裁基準に基づき運営する。
- ③幹部職員の業務分掌に基づき担当業務を明確にする。

(5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社管理の関連事業室を置き、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- ②関連事業室は、グループ会議を開催し、子会社の経営状況の把握や意思の疎通を図る。
また、子会社に重大なリスクが発生した場合、または発生可能性がある場合は、速やかに報告を受ける体制を整備する。
- ③内部監査部門は、各グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ①監査役の職務を補助する使用人は、代表取締役が適宜使用人を指名する。当該使用人の人事異動、人事評価については、監査役の意見を尊重した上で行うものとする。
- ②監査役の職務を補助する使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合はその命令に関し、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

(7) 当社および子会社の取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社および子会社の取締役および使用人等は、不正行為、法令、定款違反行為で会社に著しい損害を及ぼす虞のあるもの、著しく不当な行為がある場合は、速やかに当社の監査役に報告する。
- ② 当社の監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社および子会社の取締役および使用人等に求めることができる。

(8) 上記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社の取締役および使用人等から当社の監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に相談するなど必要な監査費用を認める。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 会社法によって取締役会の書面決議が認められたが、従来通り取締役会は原則月1回開催する。
- ② 代表取締役は、監査役会および会計監査人との定期的な会合を確保する。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役会を11回開催し、法令等に定められた事項や事業計画、予算の策定等経営における重要な事項を決定し、月次の事業計画の進行状況の分析、対策を検討するとともに、法令および定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議を行いました。また、取締役会でのさらなる審議の充実、効率化を図るため、取締役、監査役に対し、取締役会全体の実効性を評価・分析するためのアンケートを行い、その結果明らかになった課題を、取締役会の運営改善に活かす取組みを行っております。
- ② 監査役会を11回開催し、取締役会およびその他重要な社内会議への出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令および定款等の遵守について監査いたしました。
- ③ コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため研修を行っています。
- ④ 財務報告に係る内部統制の実施要領に基づき、当社およびグループ会社の内部統制評価を実施しています。

(注) 事業報告の記載金額および株数の表示単位未満の端数は、それぞれ切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(53,003)	(負債の部)	(33,143)
流 動 資 産	40,368	流 動 負 債	30,451
現 金 及 び 預 金	11,854	支払手形・工事未払金等	14,546
受取手形・完成工事未収入金等	23,899	電 子 記 録 債 務	3,300
電 子 記 録 債 権	1,198	短 期 借 入 金	4,837
販 売 用 不 動 産	182	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	80
未 成 工 事 支 出 金	357	未 払 法 人 税 等	468
材 料 貯 蔵 品	15	未 成 工 事 受 入 金	4,494
そ の 他	2,864	完 成 工 事 補 償 引 当 金	266
貸 倒 引 当 金	△3	工 事 損 失 引 当 金	98
		賞 与 引 当 金	393
		そ の 他	1,965
固 定 資 産	12,635	固 定 負 債	2,692
有 形 固 定 資 産	8,075	長 期 借 入 金	999
建 物 及 び 構 築 物	1,244	繰 延 税 金 負 債	966
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	33	再評価に係る繰延税金負債	91
工 具 、 器 具 及 び 備 品	55	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	71
土 地	6,726	株 式 給 付 引 当 金	60
そ の 他	16	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	12
無 形 固 定 資 産	132	退 職 給 付 に 係 る 負 債	216
そ の 他	132	資 産 除 去 債 務	25
		そ の 他	248
投資その他の資産	4,426	(純資産の部)	(19,860)
投 資 有 価 証 券	3,543	株 主 資 本	19,358
長 期 貸 付 金	466	資 本 金	2,368
退 職 給 付 に 係 る 資 産	227	資 本 剰 余 金	3,241
繰 延 税 金 資 産	144	利 益 剰 余 金	14,039
長 期 未 収 入 金	105	自 己 株 式	△290
破 産 更 生 債 権 等	4	その他の包括利益累計額	427
そ の 他	444	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	878
貸 倒 引 当 金	△509	土 地 再 評 価 差 額 金	△461
		為 替 換 算 調 整 勘 定	7
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	2
資 産 合 計	53,003	非 支 配 株 主 持 分	74
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	53,003

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			71,516
売上原価			65,684
売上総利益			5,831
販売費及び一般管理費			4,278
営業利益			1,553
営業外収益			
受取利息及び配当金	133		
受取保険金	23		
その他	49		207
営業外費用			
支払利息	36		
支払保険料	28		
貸倒引当金繰入額	21		
関係会社事業損失引当金繰入額	12		
為替差損	10		
その他	4		114
経常利益			1,646
特別利益			
固定資産売却益	18		
投資有価証券売却益	177		
投資有価証券清算益	24		219
特別損失			
固定資産除売却損	9		
その他	0		9
税金等調整前当期純利益			1,856
法人税、住民税及び事業税			611
法人税等調整額			△124
当期純利益			1,369
非支配株主に帰属する当期純利益			16
親会社株主に帰属する当期純利益			1,352

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,368	3,220	13,001	△305	18,283
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△314		△314
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,352		1,352
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		21		15	36
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	21	1,038	15	1,074
当 期 末 残 高	2,368	3,241	14,039	△290	19,358

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,157	△458	3	69	771	54	19,110
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△314
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,352
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							36
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△278	△2	3	△66	△344	20	△324
当 期 変 動 額 合 計	△278	△2	3	△66	△344	20	749
当 期 末 残 高	878	△461	7	2	427	74	19,860

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社の数 6 社
- ②連結子会社の名称 坂田建設(株)、九州建設(株)、中央地所(株)、セントラル工材(株)、中央管理(株)、TOKURA(THAILAND)CO.,LTD.
- ③非連結子会社の名称 TOKURA DO BRASIL CONSULTORIA TECNICA LTDA., PT. INDOTOKURA、リテック徳倉(株)、東京中央管理(株)、九州REEDコーポレーション(株)、(株)愛宕建設工業、(株)アークス

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法非適用の非連結子会社の名称 TOKURA DO BRASIL CONSULTORIA TECNICA LTDA., PT. INDOTOKURA、リテック徳倉(株)、東京中央管理(株)、九州REEDコーポレーション(株)、(株)愛宕建設工業、(株)アークス
- ②持分法非適用の関連会社の名称 P F I 豊川宝飯斎場(株)
P F I 愛西市学校給食センター(株)
P F I 津市斎場(株)
P F I 豊橋市斎場(株)
P F I 小郡市スクールランチ(株)
(株)豊明スクールランチ

持分法を適用しない理由

上記の持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ親会社株主に帰属する当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちTOKURA(THAILAND)CO.,LTD.は12月31日、セントラル工材(株)は1月31日、九州建設(株)及び中央地所(株)は2月28日、中央管理(株)は8月31日がそれぞれ決算日となっております。

連結計算書類の作成にあたり、中央管理(株)については2月28日現在の仮決算に基づく計算書類を使用しております。また、その他については当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。ただし同決算日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

b. デリバティブ

時価法によっております。

c. 棚卸資産

評価基準は原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

販売用不動産

個別法

仕掛販売用不動産

個別法

未成工事支出金

個別法

商品及び製品

移動平均法

材料貯蔵品

最終仕入原価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

b. 無形固定資産

定額法によっております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

c. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

d. 長期前払費用

定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b. 完成工事補償引当金

完成工事に係る契約不適合の費用に備えるため、当連結会計年度末の完成工事高に対する将来の補償見込額を計上しております。

c. 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

d. 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき賞与支給見込額を計上しております。

- e. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、国内連結子会社の一部は内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- f. 株式給付引当金 株式交付規程に基づく従業員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末における負担見込額を計上しております。
- g. 関係会社事業損失引当金 関係会社における事業損失等に備えるため、今後の損失負担見込額を計上しております。
- ④収益及び費用の計上基準
- 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- a. 建築及び土木事業
- 建築及び土木事業においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。
- b. 不動産事業
- 不動産事業においては、主に不動産の管理及び仲介を行っております。これらの取引は契約上の条件が履行された時点をもって履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引については、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。
- c. その他の事業
- その他の事業においては、主に建材の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。
- ⑤その他の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付に係る資産又は負債の計上
- 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、当連結会計年度末において認識すべき年金資産が退職給付債務を超過している場合は退職給付に係る資産として計上しております。
- 退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異の費用処理方法
- 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項但し書きに定める経過的な取扱いに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

工事契約における収益認識

・当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
進捗度に応じた工事契約の売上高33,685百万円

・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

請負工事契約において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

工事原価総額の見積りにあたっては、利害を別とする関係部門間で協議し、工事契約を遂行するための作業内容を特定・網羅し、かつ個々に適切な原価を算定した上で、着工後の工期変更、人件費・労務費の増減、使用部材の価格変動や仕様変更がある場合、適時に工事原価の見直しを行っております。しかしながら、大規模工事においては原価要素が多く、工期も長期にわたることから、設計変更や追加工事、工期延長等の可能性があります。そのため、工事内容の見直しがあった場合には、当連結会計年度末時点の工事原価総額の見積りにおいて不確実性があり、翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①下記の資産は、長期借入金281百万円及び短期借入金584百万円（1年内返済予定の長期借入金を含む）の担保に供しております。

現金及び預金(定期預金)	5百万円
建物及び構築物	341百万円
土地	2,422百万円
投資有価証券	155百万円

②下記の資産は、PFI豊川宝飯斎場㈱及びPFI豊橋市斎場㈱の金融機関からの借入債務に係る担保に供しております。

投資有価証券	26百万円
--------	-------

③下記の資産は、工事履行保証の担保に供しております。

現金及び預金	144百万円
--------	--------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,190百万円

(3) 土地の再評価に関する法律第10条による差額

当社は土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額について再評価差損に係る繰延税金資産相当額を控除せず、再評価差益に係る繰延税金負債相当額を控除して、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格（一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格）に基づいて合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 887百万円

(4) 棚卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに、両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する金額はありません。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	2,207,285株	－株	－株	2,207,285株

当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	139,162株	126株	7,830株	131,458株

(注1) 当連結会計年度末における普通株式の自己株式数には「株式給付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式27,930株を含めております。

(注2) (変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取 126株

減少の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 6,420株

従業員向け株式交付としての自己株式の処分 1,410株

配当に関する事項

配当金支払額

決議 2024年6月27日定時株主総会

株式の種類 普通株式

配当の原資 利益剰余金

配当金の総額 314百万円

1株当たり配当額 150.00円

基準日 2024年3月31日

効力発生日 2024年6月28日

(注) 「株式給付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金4百万円を含めて記載しております。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定 2025年6月27日定時株主総会

株式の種類 普通株式

配当の原資 利益剰余金

配当金の総額 378百万円

1株当たり配当額 180.00円

基準日 2025年3月31日

効力発生日 2025年6月30日

(注) 「株式給付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金5百万円を含めて記載しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額559百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等、電子記録債権、支払手形・工事未払金等、電子記録債務、短期借入金、1年内償還予定の社債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
a. 投資有価証券 その他有価証券	2,984	2,984	－
資産計	2,984	2,984	－
b. 長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）	1,402	1,359	△43
負債計	1,402	1,359	△43

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,892	—	—	2,892
債券	—	76	—	76
その他	—	15	—	15
合計	2,892	92	—	2,984

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,359	—	1,359
負債計	—	1,359	—	1,359

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。また、債券等は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。上場株式等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券及びその他は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

負債

長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によるものとし、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。どちらもレベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸住宅や賃貸倉庫施設を所有しております。なお、国内の賃貸住宅の一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び時価は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	4,067	9,741
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	2,649	6,991

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	建築		土木		不動産	計		
	官庁	民間	官庁	民間				
顧客との契約 から生じる収益	13,022	36,497	14,954	5,630	185	70,291	813	71,104
その他の収益	－	－	－	－	411	411	－	411
外部顧客への 売上高	13,022	36,497	14,954	5,630	596	70,702	813	71,516

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、資材販売事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

a. 顧客との契約から生じた債権（期首残高）	6,273百万円
b. 顧客との契約から生じた債権（期末残高）	7,702百万円
c. 契約資産（期首残高）	13,231百万円
d. 契約資産（期末残高）	17,395百万円
e. 契約負債（期首残高）	5,291百万円
f. 契約負債（期末残高）	4,669百万円

契約資産は、顧客との契約について履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した収益のうち未回収の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該契約に関する対価は、契約条件に従い、履行義務の進捗に応じて請求し、受領しております。

契約負債は、顧客との契約について収益の認識額を上回って顧客から受領した前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

未充足の履行義務は、当連結会計年度末において85,750百万円であります。当該履行義務は、主として建築事業・土木事業における工事契約に係るものであり、工事の進捗に応じて概ね3年以内に完成工事高として認識されると見込んでおります。

9 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 9,531円31銭

(2) 1株当たり当期純利益 652円96銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

貸借対照表

(2025年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(33,626)	(負債の部)	(22,544)
流動資産	26,156	流動負債	21,414
現金及び預金	5,321	支払手形	222
受取手形	0	電子記録債権	3,008
電子記録債権	1,120	工事未払金	10,780
完成工事未収入金	17,270	短期借入金	1,850
不動産事業等未収入金	89	1年内償還予定の社債	80
販売用不動産	55	1年内返済予定の長期借入金	320
未成工事支出金	238	リース債権	7
材料貯蔵品	2	未払金	307
前払費用	106	未払法人税等	195
立替金	1,501	未成工事受入金	442
その他の金	475	前受収益	2,662
貸倒引当金	△26	前受収益	333
固定資産	7,470	完成工事補償引当金	3
有形固定資産	2,901	賞与引当金	97
建物	362	賞与引当金	306
構築物	2	その他の金	793
機械装置	0	固定負債	1,130
工具、器具及び備品	19	長期借入金	698
土地	2,496	繰上金	15
リース資産	21	繰延税金負債	182
無形固定資産	35	繰延税金負債	91
ソフトウェア	11	株式給付引当金	60
その他の金	24	関係会社事業損失引当金	12
投資その他の資産	4,533	資産除去債務	2
投資有価証券	2,478	その他の金	66
関係会社株式	1,535	(純資産の部)	(11,082)
出資金	0	株主資本	10,840
長期貸付金	463	資本剰余金	2,368
長期前払費用	54	資本準備金	1,684
前払年金費用	224	資本準備金	1,232
その他の金	276	その他の資本剰余金	452
貸倒引当金	△499	利益剰余金	7,077
資産合計	33,626	その他の利益剰余金	7,077
		別途積立金	625
		繰越利益剰余金	6,452
		自己株式	△290
		評価・換算差額等	242
		その他有価証券評価差額金	703
		土地再評価差額金	△461
		負債及び純資産合計	33,626

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
売	上 高		
	完 成 工 事 高	43,604	
	不 動 産 事 業 等 売 上 高	325	43,929
売	上 原 価		
	完 成 工 事 原 価	39,374	
	不 動 産 事 業 等 売 上 原 価	93	39,468
売	上 総 利 益		
	完 成 工 事 総 利 益	4,229	
	不 動 産 事 業 等 総 利 益	231	4,461
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,858
営 業 利 益			1,603
営 業 外 収 益			
	受 取 利 息 及 び 配 当 金 他	362	
	そ の 他	50	412
営 業 外 費 用			
	支 払 利 息	19	
	支 払 保 証 料	22	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	14	
	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入	12	
	為 替 差 損	10	
	そ の 他	1	81
特 別 常 利 益			1,934
特 別 利 益			
	投 資 有 価 証 券 売 却 益	177	177
特 別 損 失			
	固 定 資 産 除 却 損	11	11
税 引 前 当 期 純 利 益			2,100
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		532
	法 人 税 等 調 整 額		△6
当 期 純 利 益			1,574

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	2,368	1,232	430	1,663	625	5,193	5,818
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△314	△314
当期純利益						1,574	1,574
自己株式の取得							
自己株式の処分			21	21			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	21	21	－	1,259	1,259
当 期 末 残 高	2,368	1,232	452	1,684	625	6,452	7,077

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△305	9,544	961	△458	502	10,047
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△314				△314
当期純利益		1,574				1,574
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	15	36				36
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△258	△2	△260	△260
当 期 変 動 額 合 計	15	1,295	△258	△2	△260	1,035
当 期 末 残 高	△290	10,840	703	△461	242	11,082

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

販売用不動産

個別法

未成工事支出金

個別法

材料貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法によっております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④長期前払費用 定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②完成工事補償引当金 完成工事に係る契約不適合の費用に備えるため、当事業年度末の完成工事高に対する将来の補償見込額を計上しております。

③工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

④賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき賞与支給見込額を計上しております。

- | | |
|--------------|--|
| ⑤退職給付引当金 | 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当事業年度の末日において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合は、前払年金費用として計上しております。 |
| | 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 |
| | 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 |
| ⑥株式給付引当金 | 株式交付規程に基づく当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における負担見込額を計上しております。 |
| ⑦関係会社事業損失引当金 | 関係会社における事業損失等に備えるため、今後の損失負担見込額を計上しております。 |
- (4) 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
建築及び土木事業においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。

なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上することとしております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項但し書きに定める経過
的な取扱いに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計方針の見積りに関する注記

工事契約における収益認識

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
進捗度に応じた工事契約の売上高21,112百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表「3.会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略して
おります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - ① 下記の資産は、長期借入金80百万円及び短期借入金280百万円（1年内返済予定の長期借入金を含む）
の担保に供しております。

投資有価証券	155百万円
--------	--------
 - ② 下記の資産は、PFI豊川宝飯斎場(株)及びPFI豊橋市斎場(株)の金融機関からの借入債務に係る担保に供して
おります。

関係会社株式	26百万円
--------	-------
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,052百万円
- (3) 保証債務
当社は、下記の会社の金融機関からの借入金について債務保証を行っております。

中央地所(株)	204百万円
---------	--------
- (4) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	405百万円
長期金銭債権	502百万円
短期金銭債務	791百万円
長期金銭債務	5百万円
- (5) 棚卸資産及び工事損失引当金の表示
損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに、両建てで表
示しております。
損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する金額はありません。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業収益	257百万円
営業費用	2,229百万円
営業取引以外の取引高	270百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	131,458株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、未払事業税の損金不算入額であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高
			事業上の関係				金額(百万円)
子会社	中央管理㈱	直接 100% (－)	建設資材の 購入等	建設資材の購入等 (注1)	1,298	電子記録債務	267
			役員の兼任			工事未払金	139
子会社	PT.INDOTOKURA	直接 67.0% (－)	資金の援助 役員の兼任 出向	資金の貸付	15	長期貸付金 (注2)	363

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。
- (注2) PT.INDOTOKURAへの長期貸付金に対し、363百万円の貸倒引当金を計上し、当期において6百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。また、当期より12百万円の関係会社事業損失引当金を計上し、同額である関係会社事業損失引当金繰入額も計上しております。

9. 収益認識に関する注記

連結注記表「8.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 5,338円76銭
- (2) 1株当たり当期純利益 759円98銭
- (注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

徳倉建設株式会社
取締役会 御中

栄監査法人

名古屋事務所

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 横井 陽子

公認会計士 市原 耕平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、徳倉建設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、徳倉建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

徳倉建設株式会社
取締役会 御中

栄監査法人

名古屋事務所

指定社員 公認会計士 横井 陽子

業務執行社員

指定社員

業務執行社員 公認会計士 市原 耕平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、徳倉建設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

徳倉建設株式会社 監査役会

常勤監査役	立	花	眞	昭	㊞
監査役(社外監査役)	早	川	敏	之	㊞
監査役(社外監査役)	八	代	英	明	㊞
監査役(社外監査役)	河	邊	伸	二	㊞

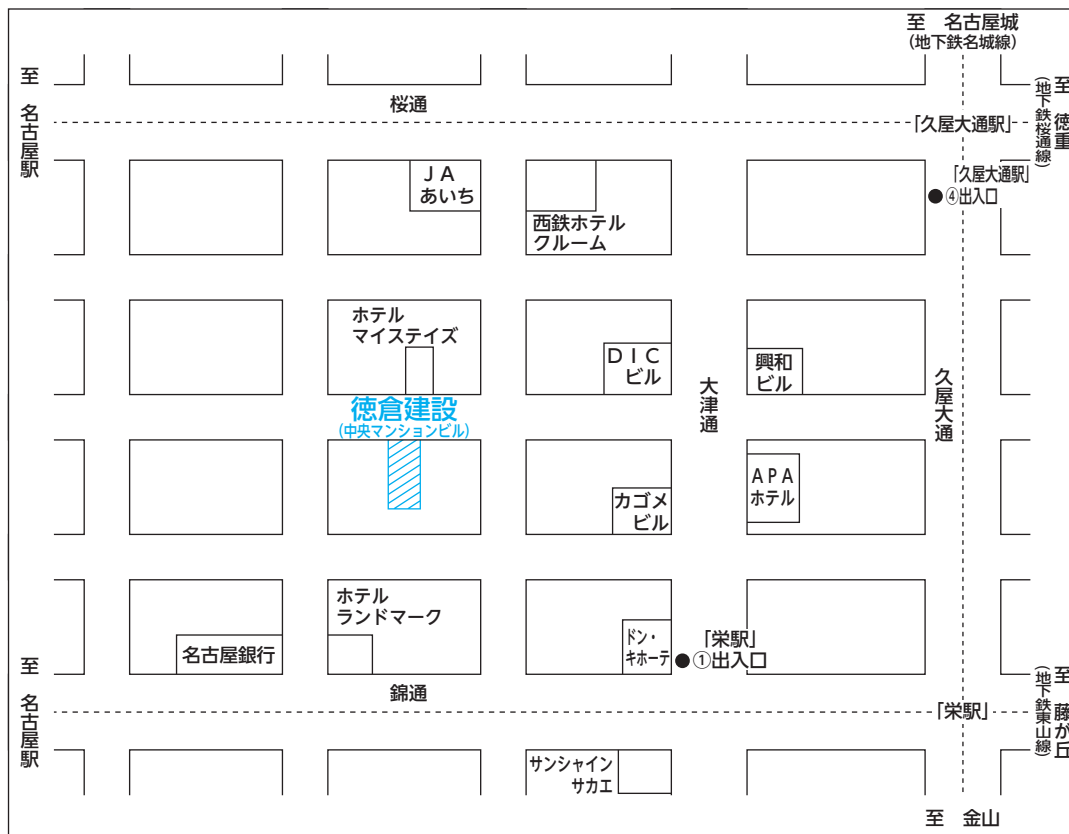
以 上

株主総会 会場ご案内図

会場 名古屋市中区錦三丁目13番5号

徳倉建設株式会社 本店会議室(中央マンションビル2階)

電話 052-961-3271(代表)



<交通機関> 地下鉄 東山線、名城線「栄駅」下車 徒歩約5分
地下鉄 桜通線、名城線「久屋大通駅」下車 徒歩約5分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。